

平成29年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第3日目）

市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 平成29年3月7日（火） 午前10時23分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第42号 平成28年度村上市一般会計補正予算（第6号）  
議第9号 平成29年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（11名）

1番	板垣一徳君	2番	板垣千代子君
3番	小林重平君	4番	山田勉君
5番	竹内喜代嗣君	6番	長谷川孝君
7番	小杉和也君	8番	渡辺昌君
9番	尾形修平君	委員長	大滝国吉君
副委員長	鈴木いせ子君		
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員

小杉武仁君	河村幸雄君	本間善和君
鈴木好彦君	稲葉久美子君	姫路敏君
木村貞雄君	小田信人君	
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
税務課長	建部昌文君
同課収納対策室長	大滝豊君（課長補佐）
同課収納対策室係長	小林毅君
同課収納対策室係長	中村繭子君
同課保険税係長	瀬賀由香君
市民課長	尾方貞一君
同課市民年金室長	岩沢深雪君（課長補佐）
同課生活人権室長	佐藤正明君（課長補佐）
環境課長	中山明君
同課生活環境室長	長谷部俊一君（課長補佐）
同課生活環境室副参事	菅原和英君
同課生活環境室係長	鴻島雅彦君
同課新エネルギー推進室長	田中章徳君（課長補佐）
同課新エネルギー推進室副参事	大滝誓生君
- 10 議会事務局職員

局 長 田 邊 覚  
書 記 百 武 美 奈

(午前10時23分)

特別委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての税務課、市民課及び環境課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長(尾形修平君)開会を宣する。

○当分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第5** 議第42号 平成28年度村上市一般会計補正予算(第6号)についてのうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長(税務課長 建部昌文君、市民課長 尾方貞一君、環境課長 中山 明君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

## 歳入

### 第1款 市税

(説明)

税務 課長 それでは、10P、11Pをお開きください。歳入の第1款市税であるが、市民税の個人分、固定資産税及び軽自動車税について、現年度課税分の収入見込み額がおおむね確定したことから、市民税の個人分1億3,000万円、固定資産税1,600万円、軽自動車税1,500万円、合計で1億6,100万円の増額をお願いするものである。以上だ。

### 第14款 国庫支出金

(説明)

市民 課長 それでは、14款2項1目の総務費国庫補助金である。説明の1の個人番号カード交付事業費補助金であるけれども、補助金交付決定によって94万7,000円の減額をお願いするものである。当初の予算では590万5,000円であったが、495万8,000円に決定したものである。以上である。

## 歳入

### 第1款 市税、第14款 国庫支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

姫路 敏 この市民税の個人、そして軽自動車税、固定資産税、これは1億3,000万円も現年度分でふえているが、要因は何か。

税務 課長 個人市民税については、各年度の7月1日現在の数値で納税義務者数等を比較すると、平成27年度の7月1日が納税義務者の合計が2万9,703人であった。そして、平成28年度が2万9,812人ということで、納税義務者数がふえていることが1点。それから、その納税義務者数の内訳を見ると、平成27年度の割合収入の少ない均等割のみの方が4,219人から平成28年度に4,098人と減少しているのだけれども、割合収入の多い均等割と所得割がかかる方が平成28年度2万5,484人から2万5,714人ということでふえているということで、特別納税義務者がふえていることと、なおかつその内訳で割合所得の多い方がふえているということが要因というふうに考えている。

姫路 敏 途中でそういうことであって、ふえるのは何いいのだけれども、ことしの予算でもそうだし、では当初の予算を立てるときに見込みが少し甘いのではないかと、こういうことにつながってくるわけだ。結局その変化というのはまあまあわからぬでも、言っていることはわからぬでもない。ふえたらふえたで上げればいいねかみたいなどころがやると、ことしの予算でもそうだよ。これがその今のことが反映されていないでしょう、予算の当初に、今のことしの。これは、予算のときに質問すればいいのだろうけれども、考えてみると少しもうちょっと慎重に最初から予算立てをしたほうがいいのではないかとということだ。ふえる分はみんなおお、ふえたねか、よかったねかで終わって、余りきついこと言わないと思うが、その辺のところも含めてちょっと検討してもらいたいなど、こういうふうに思う。

税務 課長 議員おっしゃるとおりだと思うけれども、新年度予算のときにまたちょっと説明させていただくけれども、大体现年度の課税額と、そして過去3年とか4年とかのその増減率で新年度予算出している。それで、若干そういうふうな誤差が出ることはある。

姫路 敏 了承。

## 歳出

### 第2款 総務費

(説明)

市民 課長 第2款第3項1目の戸籍住民基本台帳費の負担金、補助及び交付金であるけれども、これは先ほど歳入のほうで減額いたしたとおり、地方公共団体情報システム機構の負担金についても減額をするものである。この負担金については、先ほどの歳入がそのままこちらのシステム機構のほうの負担金となるものである。以上である。

### 第4款 衛生費

(説明)

環境 課長 ページのほう22P、23Pをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費だが、財源更正をお願いするものだ。特定財源の地方債1,330万円を増額し、一般財源1,330万円を減額するものである。

次に、2項清掃費、2目塵芥処理費で2,244万円の減額補正をお願いするものである。説明欄1の荒川郷施設維持管理経費の工事請負費であるが、荒川郷ごみ処理場解体工事の入札による実績及び事業費確定による減額補正をお願いするものである。以上である。

## 第2条 第2表継続費補正

(説明)

環境 課長 ページのほう4Pをごらんください。第2表、継続費補正である。4款衛生費、2項清掃費の事業名は荒川郷ごみ処理場解体事業になる。本事業費の確定により、継続費についても補正をお願いするものである。補正前の総額は2億3,300万円であり、年度割を平成28年度1億6,310万円、平成29年度6,990万円として予定していたものであるが、補正後の総額を2億120万5,000円とし、平成28年度を1億4,084万3,000円、平成29年度6,036万2,000円に変更するものである。以上である。

## 第3条 第3表繰越明許費

(説明)

市民 課長 一番上の総務費、戸籍住民基本台帳費である。この戸籍住民基本台帳経費については、平成28年度の個人番号カード交付事業費補助金、先ほど減額をお願いしたものであるけれども、この補助金における交付決定額495万8,000円については、平成29年度へ繰り越しして支払う方針が総務省のほうから示されて、各市町村においては繰越明許費の議決が必要となったものである。この経費については、全国区のマイナンバーカードの発行事務を行う地方公共団体情報システム機構へ支払う負担金であって、全額国の負担により支払われるものである。以上である。

## 歳出

### 第2款 総務費、第4款 衛生費、第2条 第2表継続費補正、第3条 第3表繰越明許費

(質疑)

竹内喜代嗣 第2表に出てくるごみ処理場の解体事業のことで、繰越明許になるわけだが、お伺いする。これ地元の人に聞かれて、一体全体あの形はいつなくなるのだというようなことで聞かれているのだが、大きな躯体の解体処理というのはいつごろになりそうなのか。

環境 課長 最終の竣工が平成29年6月1日で予定していて、大きな建物自体は、今のところ工程順調に進んでいて、3月末ぐらいになるとなくなる予定になっている。

竹内喜代嗣 3表のほうのマイナンバーの申請状況、今のところその対象者に対して何人ぐらいマイナンバー申請終わっているのか、お願いします。

市民 課長 現在マイナンバーの交付枚数については、4,384枚になっている。

竹内喜代嗣 分母は。

市民 課長 通知カードを送付した方については、当初の送付が2万3,067人に送付をさせていただいている。

竹内喜代嗣 終わる。

小杉 和也 同じく、17Pのこの情報システム機構というのは、ちょっと詳しくわかったらとりあえず教えていただけませんか。

市民 課長 この地方公共団体情報システム機構というところについては、これは全国のマイナンバーのカードの発行を各自治体からの依頼によって発行を行っているところである。例えば村上市のほうに申請があると、こちらのほうに送付、あるいは個人でこのシステム機構のほうにマイナンバーの申請をされると、こちらのほうでカードを作成して市のほうに送付されて交付がなされるというようなことになっている。

小杉 和也 この全国で一括にするというのは、偽造防止とか何かそういうような意味合いも含

めてのことなのか。

市民 課長 それぞれの市町村でマイナンバーカードを作成するとなると、これは多額の費用がかかるということになるので、そういった面からも全国統一的にこの機構のほうでカードの発行を行っているということである。

小杉 和也 94万7,000円減ということだけれども、これはカードの交付数によってこの負担金が減額になるのか、その辺のシステムどんななっているのか。

市民 課長 この交付金については、国のほうで算定することになっているけれども、その算定といたしては、それぞれの自治体の人口の規模あるいはマイナンバーカードの発行の状況、これらを勘案して決定されるということである。

小杉 和也 では、発行の枚数が少なければ、この負担金というのはどうなるのか。どう影響してくるのか。

市民 課長 発行の枚数が少なければ、この金額についても少なくなってくるということになる。

小杉 和也 では最後に、22P、23Pの衛生費も一緒にいいのよね。

尾形分科会長 はい。

小杉 和也 衛生費で、地方債が特定財源として出てきて、一般財源からの振りかえになるのだけれども、この辺の経緯的なものと、担当課では何かどんなふうに取り組んできて今こういった、一般財源が結果的に減ったわけなので、その辺のところもしあったら願います。

環境 課長 私どものほうでは、詳細についてはちょっと承知していないのだけれども、この環境衛生費の部分で地方債に該当になるということで、地方債のほうをふやして一般財源を減らすということで財政のほうからはお聞きしている。

小杉 和也 では、いろいろ検討してきて、探していったらというか、いろいろアプローチしていったら認められたというようなことでは聞いているか、どうか。

環境 課長 そのように有利な形で進められているというふうに聞いている。

小杉 和也 終わる。

〔委員外議員〕

木村 貞雄 今ほどの関連なのだけれども、22Pと23Pのこの財源更正、衛生費の。これは、要望主体は福祉課だけれども、環境衛生費のこれ新エネルギーの関係だと思うのだけれども、それで今回は第4表の地方債補正、ここに入っているのだけれども、保健衛生費に。ここに新エネルギー推進事業債の、これ医療費と半々に入っているから説明しなかったのだけれども、本来であれば説明せねばないのだけれども、この福祉課のほうは質問しないけれども、今ほど小杉委員のほうからも言われたのだけれども、過疎債だと思うのだけれども、これこの新エネルギー推進事業債が今回1,330万円ふえたのだけれども、それ合計はどのぐらいになっているかわからないか、内容はいいけれども。わからなければ後でいい。

環境 課長 後ほどちょっと財政課に確認して答弁させていただいてよろしいか。

木村 貞雄 終わる。

尾形分科会長 いいか。

**日程第6** 議第9号 平成29年度村上市一般会計予算のうち市民厚生分科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務課長 建部昌文君、市民課長 尾方貞一君、環境課長 中山 明君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての

質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

## 歳入

### 第1款 市税

(説明)

税務 課長

それでは、平成29年度予算書の13、14Pをお開きください。初めに、歳入の1款市税である。本年度予算額は65億4,709万7,000円を計上いたした。前年度比較では5,206万3,000円、率では0.8%の増を見込んでいる。それでは、各税目についてご説明申し上げる。各税目の予算額については、今年度の実績及び前年度までの増減率などにより積算をしている。また、収納率は、平成26年度及び平成27年度の平均値としている。初めに、1款1項の市民税では、前年度比4,958万4,000円増の24億9,212万5,000円を計上いたした。1目個人の本年度は、前年度比4,726万8,000円増の20億2,921万5,000円、2目法人の本年度は、前年度比231万6,000円増の4億6,291万円を計上いたした。なお、積算の内訳については、14Pの説明欄のとおりとなっている。

次に、15、16Pをお開きください。次に、2項固定資産税であるが、本年度予算額は前年度比107万2,000円減の33億8,862万6,000円を計上した。1目固定資産税は、前年度比885万6,000円増の30億1,117万8,000円を計上いたした。課税標準額では、土地は価格の下落等によって前年度比で1.7%の減、家屋は住宅の新築分を見込み1.4%の増、償却資産は1.7%の増を見込んだ。2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金であるが、これは前年度比992万8,000円減の3億7,744万8,000円を見込んでいる。

次に、3項の軽自動車税では、軽四輪乗用車等の増加等により前年度比1,865万9,000円増の1億9,892万円を計上いたした。

次に、17、18Pをごらんください。4項の市たばこ税だが、売り上げ本数の減少により前年度比1,457万4,000円減の4億812万3,000円を計上いたした。

次に、6項の入湯税は、日帰り客は増加しているが、宿泊客分が減少してきているということから、前年度比22万5,000円減の5,870万2,000円を計上いたした。以上である。

### 第11款 交通安全対策特別交付金

(説明)

市民 課長

それでは、21P、22Pをお願いいたします。11款1項1目交通安全対策特別交付金841万5,000円であるが、交通事故の発生を防止することを目的に交通違反の反則金を収入原資といたして、道路交通安全施設整備の経費に充てるために交付されるものである。

### 第12款 分担金及び負担金

(説明)

市民 課長

12款2項1目総務費負担金、1節の戸籍住民基本台帳費負担金43万2,000円については、旅券交付事務負担金7万2,000円と戸籍電子情報処理事務負担金36万円である。旅券交付事務負担金については、関川村の村民に対する旅券交付の事務を行っているもので、1件当たり1,600円で45件分を見込んでいる。また、戸籍電子情報処理事

務負担金36万円については、栗島浦村のデータ化された戸籍を村上市のサーバーにおいて保存管理する事務に対する負担金である。以上である。

環境 課長 3目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金のうち、説明欄1の火葬場運営費負担金123万7,000円である。荒川火葬場運営に係る関川村からの負担金である。2節清掃費負担金、説明欄1のごみ処理場運営費負担金4,975万3,000円である。ごみ処理場等の維持管理に係る関川村からの負担金である。

### 第13款 使用料及び手数料

(説明)

市民 課長 23P、24Pをお願いいたす。13款1項1目総務使用料、1節の総務管理使用料のうち、5の行政財産使用料といたしては、自転車等駐車場用地に立っている電柱等の土地使用料である。6の駐車場使用料については、坂町駅前月の月決め駐車場の使用料であって、月額4,000円で27台、年間129万6,000円を見込んでいる。以上である。

環境 課長 3目衛生使用料、1節衛生使用料のうち、説明欄1、霊園等永代使用料と説明欄2、行政財産使用料は項目計上である。以上である。

市民 課長 25P、26Pをお願いいたす。13款2項1目総務手数料、1節の総務管理手数料のうち、2の放置自転車等返還手数料については、駐輪場から撤去した放置自転車の返還の手数料である。以上だ。

税務 課長 その下の2節の徴税手数料だが、各手数料とも前年度と同額といたして、合計600万円を計上いたした。以上である。

市民 課長 3節の戸籍住民基本台帳手数料については2,679万1,000円である。戸籍あるいは住民票などの各種証明書等の手数料である。以上である。

環境 課長 3目衛生手数料について主なものをご説明いたす。1節衛生手数料は180万8,000円である。説明欄1で畜犬登録等手数料40万5,000円は、新規登録135件を見込んだ鑑札交付手数料である。説明欄2、狂犬病予防注射済票交付手数料140万2,000円は、2,550件を見込んでいる。2節清掃手数料は1億9,455万9,000円である。説明欄3でごみ処理手数料7,576万3,000円は、ごみ指定袋大、中、小及び処理券の販売代金であり、実績から見込んだ金額である。説明欄5、し尿処理手数料3,600万円は、し尿収集430万リットル、18リットル当たり150円のし尿収集手数料を計上いたした。27、28Pをお開きください。説明欄7、廃棄物処理手数料7,400万円は、ごみ処理場に直接持ち込まれる廃棄物の処理に係る手数料である。説明欄8、浄化槽汚泥等処理手数料838万円は、し尿処理場で浄化槽汚泥の処理に係る手数料である。

### 第14款 国庫支出金

(説明)

市民 課長 14款2項1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金741万4,000円については、説明欄の1、個人番号カード交付事業費補助金で626万3,000円。これについては、個人番号カードの発行等に関する事務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払う負担金分である。2の個人番号カード交付事務費補助金については、個人番号カードの交付について時間外勤務等が生じた場合に事務費として交付されるものであって、項目のみの計上となっている。3の社会資本整備総合交付金については、空き家の実態調査費の2分の1が国庫補助金として交付されるものである。以上である。

- 環境 課長 29、30 Pをお開きください。一番上になる。3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、説明欄1、循環型社会形成推進交付金44万1,000円である。合併浄化槽設置に係る交付金で、7人槽の3基分を計上いたしました。
- 市民 課長 それでは、14款3項1目総務費委託金、1節の総務管理費委託金については、自衛官募集事務委託金で、自衛官の募集について市報への掲載に掲載経費として充てているものである。2節の戸籍住民基本台帳費委託金18万円については、中長期在留者住居地届出等事務委託費である。2目の民生費委託金については、1節社会福祉費委託金1,200万円については、国民年金に関する手続事務及び国民年金事業の普及啓発の事業費として交付されるものである。

## 第15款 県支出金

(説明)

- 市民 課長 31、32 Pをお願いいたす。15款2項1目総務費県補助金、1節の総務管理費補助金の説明欄4の消費者行政推進事業等補助金242万円については、消費生活相談体制整備のための消費生活相談員配置に要する経費等に対する補助金である。消費生活センターの人件費、事業費に対する補助金になる。以上である。
- 税務 課長 それでは、33、34 Pをお開きください。33、34 Pの下のほうであるが、15款3項1目の総務費委託金の1節徴税費委託金は説明欄の1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金として前年度比49万4,000円増の8,909万6,000円を計上いたしました。この委託金は、市県民税として一括徴収している県民税の徴収に係る県の委託金であって、納税義務者1人につき3,000円の取り扱い費となっている。以上である。
- 市民 課長 2節の戸籍住民基本台帳費委託金10万2,000円については、人口移動調査交付金と人口動態調査費事務委託金である。人口移動調査については出生、死亡、転入、転出に関する調査であって、毎月県にその数を報告している。また、人口動態調査については、厚生労働省が行う調査であって、こちらは毎月2回出生、死亡、婚姻、離婚及び死産について保健所を経由して報告をしている。次に、2目の民生費委託金、1節社会福祉費委託金の1、人権啓発活動地方委託事業委託金24万円については、人権に対する正しい理解と人権尊重の意識を高める事業として県の委託を受けて実施するものであって、人権に関する講演会を予定している。以上である。

## 第20款 諸収入

(説明)

- 税務 課長 それでは、37、38 Pをお開きください。20款1項1目1節の市税延滞金である。市税滞納に伴う延滞金は、前年度と同額の1,000万3,000円を計上いたしました。
- 次に、41、42 Pをごらんください。6項6目雑入、1節総務雑入の説明欄のほうになるけれども、説明欄の32、精通者意見価格調査料11万5,000円、これは相続税及び贈与税課税の基準となる国の土地価格の調査料である。また、その下の33、譲渡林分調査料3万円は、相続税などで立ち木の評価算定を行うため、譲渡があった山林の現場調査手数料である。いずれも、関東信越国税局からの収入である。以上である。
- 市民 課長 次の説明の34、交通災害共済事務取扱交付金といたして216万7,000円であるが、これは交通災害共済の事務費といたして加入会員数と世帯数によって金額を決定し、交付されるものである。以上である。

環境 課長 3節衛生雑入について、主なものをご説明いたす。説明欄1、資源ごみ等売却収入1,200万円は、資源ごみとして収集したものの売却収入である。説明欄4、ごみ処理場有価物売却収入306万1,000円は、ごみ処理場に持ち込まれた燃やさないごみの中の鉄等有価物の売却収入である。説明欄5、資源ごみ再商品化配分金42万1,000円は、日本容器包装リサイクル協会から前年度に売却した容器プラ等の品質等により配分金が交付されるものとなる。以上だ。

分科会長（尾形修平君）休憩を宣する。  
（午前11時04分）

分科会長（尾形修平君）再開を宣する。  
（午前11時15分）

尾形分科会長 最初に、環境課長から。

環境 課長 済みません、先ほど平成28年度村上市一般会計補正予算の中で後ほど答弁すると言った件である。ページが22、23Pの4款1項3目環境衛生費の地方債の件である。地方債、このたび1,330万円の増額をお願いするものであって、当初この地方債については1,070万円の特定財源、地方債が充当されていたもので、合わせて2,400万円の充当になるものである。充当先は、新エネルギー推進事業経費に充当されるものである。以上であるが。

尾形分科会長 木村議員、よろしいか。  
木村 貞雄 はい。

## 歳入

### 第1款 市税

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

姫路 敏 14Pの市民税と、あと固定資産税の部分に係るところなのだが、滞納繰り越し分ということで市民税で1,720万円、これを滞納繰り越しとして持ってきているし、また固定資産税の3,570万円という部分なのだが、これ徴収に至っては、いわゆる滞納している方々との調整して、そして分割1年とか2年とか3年とか、たしか4年以内だったと思うのだが、そういう調整をしているのもここに入っているのか。入っているとは思っているのだが、そのもし入っていたらその金額どのぐらいなのか。

税務 課長 確かに滞納されている方のその滞納繰り越し分なので、過年度分というか、前の年度以前の分ということになる。この滞納されている方には、当初督促状なり催促状を送って、そしてその中で相談しながら、例えば本来は一括納付あるいは無理であれば1年あるいは2年、あるいはその可能な範囲の金額で分割納付していただいているという状況である。なお、そのうちの分割納税されている方の人数とかそこら辺は、金額とかは今ちょっと資料持っていない。

姫路 敏 滞納している全体の中で、滞納の協議が終わって、いわゆる終わってという、言葉はどう言えばいいのかわからないけれども、協議をなさって、それで分割で返納さ

れるという方がこの滞納分の何割ぐらいいるのかというのは大事なポイントだと思うのだ。何ぼ言っても納めない。最終的には押さえたりなんだりということになってくるのだろうけれども、そうならない前にそれについて滞納を払ってくれている人という割合を今度課の中できちんと見きわめておかないと。容易でないとは思いますが、どうか。

- 税務 課長 滞納しているような方の中でどれだけきちんと分割納入されているかというのは、こちらのほうでは把握させていただきたいと思う。
- 木村 貞雄 先ほど姫路議員のほうから、人員がふえているのかと言ったのだけれども、これ個人も法人もふえてきて、固定資産税の一部、土地が若干マイナスになっているのだけれども、その辺の流れと、昨年度はたしか個人のほうがマイナスになっていたと思うのだけれども、その辺の流れはどんなあれなのか。
- 税務 課長 固定資産税のほうは、土地のほうやはり地価が下落しているということで、それに伴って評価額も減っているということから、やはり減少傾向にある。それから、個人の市民税のふえてきている要因であろうか。
- 木村 貞雄 はい。
- 税務 課長 これも、先ほどまた姫路議員のほうにもお答えしたのだけれども、納税義務者がやふえてきているということと、その納税義務者のうち割合収入の多い均等割と所得割を納めている方が若干ふえてきているという、そういうことが要因になっているというふうに考えている。
- 尾形分科会長 木村議員、よろしいか。
- 木村 貞雄 はい。

#### 第11款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第12款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第13款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第14款 国庫支出金

(質 疑)

- 竹内喜代嗣 30Pの戸籍住民基本台帳費委託金の中で、お聞きしたいのは中長期の在留者住居地届は、これ外国人の人ではないかなと思うのだが、数はどんなふうになって、何人ぐらいいらっしゃるのか、願います。
- 市民 課長 大変申しわけないが、今数のほう数値持ってきていなかったの・・・
- 竹内喜代嗣 後でいい。
- 市民 課長 後ほど。
- 板垣 一徳 自衛官の募集のことでちょっとお聞きするが・・・
- 尾形分科会長 自衛官。
- 板垣 一徳 30Pだ。今現在村上市で陸海空の中でどれくらいの数行っているものか。
- 市民 課長 市内からの数については、こちらのほうで把握はできていない。
- 尾形分科会長 板垣委員、よろしいか。
- 板垣 一徳 私も賛助会員になっている女性部という自衛隊の応援隊も大きな組織できているよね、村上市には。だから、そういうことも、みんな盛り上げているわけだから、ぜひ後で調べて教えてくれ。
- 市民 課長 こちらのほうで関係のところにお伺いしてみたいと思う。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第15款 県支出金

(質 疑)

- 竹内喜代嗣 もしかしたら私の勘違いかもしれないのだけれども、34Pの徴税費委託金というふうに出ていて、取り扱い事務委託金になっているのだ。これ、通称徴収機構に委託されている関係とのかかわりなのか。徴収機構のところはどこに出てくるのだろうかと思っていたのだが、願います。
- 税務 課長 この個人県民税賦課徴収取扱事務委託金は、徴収機構とは関係ないものである。これ、県民税を市は徴収しているのだけれども、その県民税の徴収分についての県からの委託金ということである。
- 竹内喜代嗣 徴収機構のことは後でお聞きする。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第20款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 歳出

## 第2款 総務費

(説明)

市民 課長 それでは、61P、62Pをお願いいたします。2款1項9目交通安全対策費6,889万2,000円については、前年度と比較して357万5,000円の増である。この増については、カーブミラーの修繕及び設置の工事費の増によるものである。説明欄の1、交通安全対策一般経費といたして2,134万8,000円である。主なものといたしては、交通安全指導員等報酬1,565万円を初めといたして、交通安全指導車関係の燃料費、修繕料、次のページに参って自転車等駐車場関係の経費である自転車整理業務委託料、借地料及び交通安全協会支部事業費補助金等である。なお、工事請負費については、国道7号の天神岡地内にある大型の看板が老朽化したことから撤去をするものである。次に、2の交通安全対策施設管理経費については766万円である。カーブミラー関係の予算であって、ミラーの購入、修繕及び新設等の工事費である。次の3、交通安全対策費職員人件費については、5人分の人件費である。続いて、10目消費者行政費486万7,000円については、消費生活センター関係の経費であって、説明欄の1のとおり消費生活相談員2人の経費として報酬345万9,000円、社会保険料51万2,000円のほか、講座あるいは啓発用リーフレットなどの購入費といたして消耗品費及び無料法律相談委託料などとなっている。次に、11目である。防犯対策費については6,694万9,000円である。前年度と比較いたして361万5,000円の減となっているが、これについては防犯灯の電気料の減が主な理由となっている。初めに、1の防犯対策経費であるが、6,292万2,000円である。主に防犯灯の新設、維持管理関係の経費である。光熱水費2,600万円については、防犯灯の電気料である。修繕料の3,280万円については、防犯灯の修繕費であって、この中に約800灯分の防犯灯のLED化経費も含んでいる。次のページをお願いいたします。2の空き家等管理不全防止対策経費といたして402万7,000円である。主なものといたしては、事務補助員の賃金といたして124万2,000円、それから空き家の実態調査を予定をしているので、その調査委託経費として230万円である。以上である。

税務 課長 それでは、69P、70Pをお開きください。下のほうであるが、2款2項1目税務総務費である。説明欄ごらんください。説明欄2の税務総務費経費の収納推進員報酬518万8,000円は、収納推進員3人分の報酬となっている。収納推進員の業務内容は、滞納者宅への訪問徴収や催告業務、徴税吏員の補助業務である。それから、次のページ、71、72Pをお開きください。続いて、説明欄の上から2つ目の事務補助員賃金1,055万6,000円であるが、これは通年雇用の臨時職員4人分と申告時期から納税通知発送までの臨時職員の賃金である。次に、説明欄3の税務総務費職員人件費であるが、これは本庁及び支所職員33人分の人件費となっている。次に、2目賦課徴収費だが、説明欄1、賦課徴収経費の主なものを説明いたします。印刷製本費460万円は、納税通知書及び督促状等の印刷製本費である。その下の通信運搬費975万2,000円は納税通知書、督促状等の郵送料である。それから、下から7つ目ほどの画地認定業務委託料から、下から3つ目の標準宅地時点修正業務委託料までについては、資産税関係の委託料である。これは毎年の土地、家屋の異動処理を行うための業務委託料及び平成30年度の評価がえ関連の業務委託料となっている。また、下から2番目の過誤納還付金2,040万円は、法人市民税の予定納税の精算による還付金のほか、所得の更正等による還付金となっている。以上である。

市民 課長 下のほうになるが、3項1目戸籍住民基本台帳費1億4,762万1,000円については、

前年度と比較いたして2,466万2,000円の増となっている。この増については、人員増による人件費の増が主な理由である。説明の1、戸籍住民基本台帳経費といたして1,158万1,000円であるが、事務補助員賃金、消耗品費関係、それから次のページに参ってマイナンバーカードの交付に係る地方公共団体情報システム機構への負担金等の経費である。2のパスポート事務経費については18万5,000円、これはパスポートの交付のための経費である。3の戸籍住民基本台帳費職員人件費1億3,585万5,000円については、職員21人分の人件費である。

### 第3款 民生費

(説明)

市民 課長 81P、82Pをお願いいたす。3款1項1目の社会福祉総務費、説明欄の16、人権・同和対策費539万2,000円については、人権の研修の講師謝礼あるいは男女共同参画計画策定業務委託料、各種研究集会や研修会の旅費及び参加費、人権擁護委員協議会を初めといたす人権関係団体の負担金となっている。次に、89P、90Pをお願いいたす。3款1項5目国民年金事務費といたして973万6,000円である。説明の1、国民年金事務経費172万8,000円については、事務補助員賃金119万4,000円のほか、消耗品費及び広報掲載のための印刷製本費等である。2は、国民年金事務費職員人件費800万8,000円である。以上である。

### 第4款 衛生費

(説明)

環境 課長 107P、108Pをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、説明欄1、環境衛生総務一般経費276万2,000円のうち、主なものについてご説明いたす。環境審議会委員報酬22万8,000円は、委員総数20名で2回の委員会を開催することで予算計上している。環境基本計画等進捗管理委員会委員報償19万円は、委員総数17名で2回の委員会を開催することで予算計上している。消耗品費29万円は、保育園等で地球環境を守る会などのご協力を得てグリーンカーテンを実施する経費のほか、消耗品類を計上している。広告料9万5,000円は、市営羽黒町墓地の無縁墓整理に係る会葬の手續上、官報による公告が必要のため計上している。施設維持保全業務委託料54万3,000円は、各市営墓地の除草委託料である。看板等作製業務委託料25万4,000円は、市営羽黒町墓地の無縁墓整理に係る会葬の手續上、現地に設置する看板を作成する費用である。害虫駆除用薬剤購入補助金50万円は、害虫駆除用薬剤を購入する集落等への補助金として助成する経費である。説明欄2、排水路清掃等経費1,040万7,000円は、村上地区の清水川等の清掃に関する経費及び側溝の土砂運搬処理に係る経費である。説明欄3、畜犬登録等経費89万円は、犬の登録及び予防注射等に係る経費である。説明欄4、新エネルギー推進事業経費2,102万4,000円である。ページめくっていただいて、109、110Pになる。住宅用太陽光発電システム設置費補助金1,800万円とし、平成28年度の実績を加味して300万円の減額としている。木質バイオマスストーブ設置費補助金は300万円とし、昨年度と同額の予算計上である。説明欄5、岩船沖洋上風力発電推進事業経費359万7,000円である。推進委員会に係る経費のほか、事務補助員1名の経費を計上している。講師・指導員謝礼32万4,000円は、講演会等の講師謝礼である。説明欄6、個別浄化槽経費945万2,000円である。合併処理浄化槽維持管理費助成金570万円は、年間1万5,000円の維

持管理費助成金の340件分と、ブローア一等修理経費助成として3万円の20件を見込んで計上している。合併処理浄化槽設置費補助金372万円は、7人槽の3基分の設置を見込んで計上している。説明欄7、環境衛生費職員人件費7,863万5,000円は、職員9人分で計上している。次に、4目火葬場運営費である。説明欄1の火葬場運営経費は1,787万7,000円である。指定管理料1,268万6,000円は村上火葬場無相院、荒川火葬場普照園、山北火葬場、3施設の指定管理料である。借地料162万8,000円は、村上及び山北火葬場の借地料である。工事請負費227万9,000円は、村上火葬場の1号炉ガスチャンバー室の耐火物修繕工事費及び同火葬場の2、3号炉耐火台車上部、下部取りかえ工事を計上している。111P、112Pをお開きください。6目公害対策費である。説明欄1の公害対策一般経費は505万1,000円である。自動車騒音常時監視業務委託料99万4,000円は、騒音規制法第18条に基づく調査である。水質検査委託料142万6,000円は、公共用水路38カ所、地下水32カ所に係る水質検査の経費である。臭気測定検査委託料210万6,000円は、昨年度から44万3,000円の増額をするもので、14施設の畜舎の臭気測定を行い、監視を強化し、指導を行っていくものである。2項清掃費、1目清掃総務費である。説明欄1、不法投棄対策経費43万8,000円は、投棄防止看板及び不法投棄されたタイヤ等の処分に係る経費である。説明欄2、清掃総務一般経費22万5,000円は、各協議会等の負担金である。説明欄3、清掃総務職員人件費5,403万6,000円は、職員7人分である。113P、114Pをお開きください。2目塵芥処理費である。説明欄1、ごみ清掃対策経費3億4,242万6,000円である。消耗品費3,130万円は、指定ごみ袋作成等に係る経費であり、大、中それぞれ135万枚、小50万枚、ほか瓶の回収用袋等の購入費用である。ごみ袋等取扱手数料1,136万5,000円は、ごみ袋販売代金の15%を手数料として支払うものである。ごみ・危険物等収集処理委託料2億9,240万5,000円はごみ、危険物の収集に係る委託料に係る経費と、空き瓶及びプラスチック製容器包装のリサイクル協会への引き渡しまでの中間処理及び保管料に係る委託料の経費になる。説明欄2、ごみ処理場運営経費は3億6,279万5,000円である。主なものについてご説明いたす。ごみ・危険物等収集処理委託料850万円は廃乾電池、蛍光灯等の処理委託料及びテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンの運搬処分に係る委託料である。ごみ処理場運営業務委託料2億7,901万9,000円は、ごみ処理場運営に係る委託料である。運営モニタリング業務委託料540万円は、ごみ処理場運営が順調に進んでいるかについてのモニタリングを専門業者に委託し、ごみ処理場の運営をチェックするものである。固化灰運搬埋立業務委託料602万7,000円は、固化灰をごみ処理場から荒沢最終処分場への運搬、埋め立てに係る業務の委託料である。焼却灰資源化業務委託料5,875万2,000円は、ごみ処理場の運営契約に基づき運営事業者が実施する年間516トンの焼却灰の資源化とは別に、残りの焼却灰約1,600トンについて埼玉県寄居町の民間リサイクル会社へ処理を委託するものである。説明欄3、最終処分場運営経費3,940万8,000円である。消耗品費400万円は、水処理に係る薬品代である。光熱水費460万円は電気料である。115P、116Pをお開きください。設備保守点検業務委託料275万4,000円は、荒沢最終処分場の設備に係る点検業務委託料である。施設管理業務委託料1,492万6,000円は、荒沢最終処分場の水処理施設の維持管理業務委託料である。水質検査委託料405万7,000円は、板屋越及び荒沢の最終処分場に係る地下水等の水質検査の委託料である。工事請負費220万5,000円は、荒沢最終処分場の原水配管及び原水ポンプの更新整備工事になる。説明欄4、荒川郷施設維持管理経費7,048万4,000円である。前年

度から継続として着手している旧荒川郷ごみ処理場の解体に関する平成29年度分の経費になるが、測量設計等委託料204万2,000円は、解体工事の施工監理業務の委託料である。工事請負費5,832万円は、解体工事に要する費用である。そのほかは、最終処分場の維持管理に係る経費で、水管理のための光熱水費、設備保守点検業務委託料、施設管理業務委託料、水質検査委託料が主なものである。続いて、3目し尿処理費である。説明欄1、し尿収集経費は1億2,825万3,000円である。主なものについてご説明いたす。ごみ・危険物等収集処理委託料3,480万円は、胎内市清掃センター運営管理委託料であり、荒川地区のし尿処理を胎内市に委託していることに係る委託料である。し尿収集委託料9,179万5,000円は、し尿収集を委託している4業者への委託料である。説明欄2、し尿処理施設管理運営経費1億5,815万6,000円は、し尿処理施設アクアセンターの指定管理等に係る経費である。工事請負費3,700万円は、定期設備修繕工事である。以上である。

## 第8款 土木費

(説明)

環境 課長 157P、158Pをお願いいたす。8款土木費、6項都市計画費、3目公園費のうち、説明欄1の都市公園維持管理経費で予算額1,604万5,000円である。市内31カ所の公園の維持管理に係る経費である。主なものについてご説明いたす。光熱水費150万円は、公園のトイレ等の電気料及び上下水道料である。施設維持保全業務委託料1,259万3,000円は、公園の清掃及び除草等に係る経費である。以上である。

## 歳出

### 第2款 総務費

(質疑)

小杉 和也 64Pの交通安全対策施設管理経費、平成28年の予算が286万9,000円で、今年度766万円になっている。課長の説明でカーブミラーの増というのがあったのだけれども、具体的な積算の数字があったら教えてくれ。

市民 課長 まず、消耗品費については、カーブミラーの購入を予定していて、600ミリのカーブミラー34枚、それから800ミリのカーブミラーを38枚、それから2面の取り付け金具、左右見れるようにするための2面の取り付け金具だけれども、それを8組、それから電柱に取りつける場合の金具8組を予定している。それから、修繕費といたしては、カーブミラーの修繕箇所13カ所あって、1カ所当たり約25万円である。それから、工事請負費といたしてカーブミラーの新設であるが、11基を予定している。そのほかに移設を6基予定している。以上である。

小杉 和也 昨年度よりもかなり増額しているけれども、この辺増額した理由というのは何か。今数は聞いたけれども、かなりふえているので、この辺のところはいかがか。

市民 課長 カーブミラーの設置要望が今年度多く寄せられていて、それに対応するための増である。

小杉 和也 修繕料で13カ所、25万円というのが出ていたのだけれども、これは傷んだから修繕するというような理解でいいか。

市民 課長 この部分については、前に調査をいたして順次修繕をしているところである。

小杉 和也 設置されても、角度が悪かったりしているのもあるので、その辺のチェックもぜひよろしく願います。

市民 課長 そのことについては、実際に通られる方等からもそういったお知らせをいただいている場合もあるので、そういったときにはこちらのほうですぐに対応できるものについては、現場のほうに出向いて角度調整等をしているところであるし、なお注意をしたいと思う。

小杉 和也 お願いする。

長谷川 孝 66Pの空き家対策の件でお聞きする。今回平成29年度に実態調査委託料ということで調査をやるということなのだが、現在この前も本間議員のほうから諸上寺のところの、あれは空き家ではなくて別荘の朽ちたようなところで、私も前々からそこを何とかしてくれないかと言ったのだけれども、結局相続した人がお母さんと息子さんと、お母さんのほうはわかったということで了承してもらったのだけれども、息子さんのほうが行方不明ということで、何ともしがたいということだったのだ。そういう実際倒壊のおそれがあるようなところに関しては、番地とかは別にしてもこの調査の結果、朝日地区で例えば実際住んでいないところで、相続この人とこの人になったのだけれども、この人が連絡とれないためにだめだとかというのを、そういうような調査した結果をまとめたものも議会にお示しするようなことをお願いしたいのだけれども、どうか。

市民 課長 調査の結果についてまとめたものを、概略になるかもしれないけれども、ご報告させていただきたいと思う。

長谷川 孝 お願いする。

渡辺 昌 済みません、防犯灯のLED化についてお聞きしたいのだけれども、ことし800灯取りかえということなのだけれども、それによって電気料どのように影響あるのか教えてくれ。

市民 課長 済みません、少しお待ちください。

尾形分科会長 後からでもいい。今聞かねばない、どうしても。

渡辺 昌 いいえ。

尾形分科会長 課長、あれでは後で副委員長のほうに報告願えればと思うが。

市民 課長 概略であるけれども、大体LED化すると電気料金のほうは約2分の1に減額になる。それで、例えば1,000灯をLED化した場合について、今の電気料でいくと大体130万円から150万円程度の減額になるというようなところである。

〔委員外議員〕

木村 貞雄 63、64Pの消費者行政経費のことでお聞きするけれども、今相談は主にどんなものが一番相談の内容か。

市民 課長 相談件数の余計なものについては、インターネット等の通信サービス関係、架空請求であったりとか、利用していないサイトのほうから例えば請求が来たりとか、会員登録をした覚えがないのに会員登録をされたというようなことで画面が固まってしまったりとか、そういったインターネット関係の通信あるいは携帯、スマートフォンの関係の相談が多くなっている。

木村 貞雄 なぜ聞くかというと、福祉課の関係なるかもしれないけれども、今お年寄りがひとり暮らしがふえてきて、施設に入って今までいろんな口座引きになっていたと仮定して、わけのわからない片仮名語とかの例えば保険に入ったり、いろんなことをそれ廃止しなければならぬとき、そういったときの相談というのはここには当てはまらないのか。

市民 課長 相談の内容を具体的に判断する必要もあるかと思うけれども、消費生活相談ということで、まず相談していただきたいというふうに考えている。  
木村 貞雄 終わる。

### 第3款 民生費

(質 疑)

小杉 和也 82Pの人権・同和対策費で、先ほど条例の中でも年度末まで委員会を開催するというふうに話ししていて、ここに計画策定業務の委託料というのがあるのだけれども、これは同時並行で平成29年度中に完成させるというような理解でいいか。  
市民 課長 その予定でこの委託料でもって策定のためのいろいろな支援をしていただくと。意識調査等も予定しているので、その意識調査の集計、分析、それからそれによる課題の洗い出し、そういったことをお願いすることになっている。  
小杉 和也 これ委託先というのは、専門の業者になるのか。何かそういう国でこういうところに頼みなさいとか、そういうのもあるのか、いかがか。  
市民 課長 国でこういったところというような指導はない。市のほうでこういった業務に精通している業者に委託するということである。  
小杉 和也 終わる。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第4款 衛生費

(質 疑)

竹内喜代嗣 お伺いする。108Pの3目、説明欄1の中で、害虫駆除用薬剤購入補助金ということで、これ集落の多分やぶ蚊、やっているところとやっていないところあるかと思うのだが、今後の方向などはいかがか。どんなふうになっていくのか。  
環境 課長 害虫駆除用薬剤購入補助金であるけれども、これについては、今ほどおっしゃったようにやっている集落、町内があるので、一概には言えないのだけれども、やっていただいたところについては、申請をいただいて補助金を出すというような形で今後も変わらずやっていきたいと思う。  
竹内喜代嗣 それで、次の110Pに出てまいる岩船沖洋上風力発電推進事業経費、このことでお伺いするのだけれども、今事業評価ということで事業体が調査しているわけだけれども、その事業評価の結果が出て次の段階にはその事業団体が環境アセスメントに入るわけだけれども、環境アセスメントでは例えば冬季の風浪で浸食被害の問題とか、あるいは漁業に対する影響とか、それから低周波についても調査をするというふうに予備調査、モデル事業でやったかと思うのだが、そういうふうに進んでいくということで理解していいのか。  
環境 課長 環境アセスメント、法アセスになるので、騒音、振動、それから動植物に関する影響等の調査をしていくことになる。  
竹内喜代嗣 112Pの公害対策一般経費ということで、上から数えて4番目ぐらい、この中に水質検査委託料というようなふうに出てくるものだから、要するに村高周辺に中外製薬の跡地があって、地下水が汚染されているということで認識していた。この汚染の範囲というふうなことは、地下水飲むなということであったかのように思うのだ

が、その辺再確認したいので、願います。

環境 課長 その物質によって違いはあるのだけれども、駅前周辺の物質については、半径250メートル圏内で飲用水に使わないようにということをお願いしているところである。

竹内喜代嗣 250メートルというのは、どこから250メートルなのか。

環境 課長 その物質が出たところというところになっている。

竹内喜代嗣 どこだかわかれば。後でいい。

小杉 和也 112Pの臭気測定検査委託料の部分なのだけれども、これ14施設監視強化というようなことがあって、平成28年は166万3,000円を44万3,000円上積みして210万6,000円の予算組みだけれども、この辺の積算の根拠というのはどうなっているのか、この委託料の。

環境 課長 積算の根拠というか、箇所数で1カ所当たり幾らという形になっていて、現在鶏舎5カ所、それから豚舎9カ所の14カ所で積算している。

小杉 和也 そうすると、回数とかというのはもう決まっているということか、その1施設で契約するのであれば。どういうことか。

環境 課長 済みません、ちょっと言い漏らしている。回数的には年間2回を予定している。場所的には、年3回のところもあるというところで積算している。

小杉 和也 かなりこの辺いろいろ一般質問でも出ていたけれども、それをふやすというような考え方はなかったのか。ふやせば、当然予算は上がってくるのかなと思うのだけれども、2回、3回で十分だというような理解か。

環境 課長 これについては、平成27年度からもうかなり箇所数もふやしているし、回数的な部分もふやしている。今お話しいたした回数、箇所でしばらく強化指導していきたいと考えている。

小杉 和也 副市長、いかがか、こういった考え方、臭気はかなりいろいろ出ているので。

副市長 今担当課がお答えしたように、これまでもいろいろご意見をいただきながら徐々にふやしてきたというふうなこともあるので、なおその状況を見ながら、必要であればまた検討させていただきたいというふうに思う。よろしく願います。

〔委員外議員〕

木村 貞雄 109Pと110Pの関係で、合併処理浄化槽の補助金のお聞きするけれども、現在個人でなくて企業の場合は、商工観光課で取り扱っているのだが、何か離さないとうまくないというあれあるのか。

環境 課長 環境課で携わっている部分については、環境保全のための部分という形だし、同じ意味合いもあるのだけれども、商工観光で携わっているのは、企業奨励の部分で分けて担当しているところである。

木村 貞雄 終わる。

姫路 敏 116Pの水質検査委託料405万7,000円は、これは板屋越のほうの水質検査もしているという説明だったと思うのだけれども、荒川と。板屋越のほうで年にたしか10トントラックで5台分だったか吸引して、その水を荒沢の処分場に持っていくということをやっているかと思うのだが、それはどこの予算についているのか。やめたのか、そうすると。

(何事か呼ぶ者あり)

姫路 敏 最終処分場の水質検査をやるときに、板屋越のほうの処分場、あの埋めてしまったところの水質検査もやるということだと思うのだが、その板屋越のほうは、吸引し

て10トンダンプで5台ぐらい荒沢のほうに持っていっていると思うのだけれども、それはどこについているのか、それ。

環境 課長 済みません、114Pの説明欄3、最終処分場運営経費、これの中の、ページは116Pになるが、水質検査委託料、ここに入っているものである。

（「いや、違う」と呼ぶ者あり）

姫路 敏 いいや、俺帰り寄るから。皆さんにご迷惑かけるから、いい。

尾形分科会長 いいか。

姫路 敏 はい。

（「済みません」と呼ぶ者あり）

尾形分科会長 そういうことでよろしく願います。

### 第8款 土木費

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

分科会長（尾形修平君）散会を宣する。

（午後0時10分）